

被告人国選弁護報告書【控訴】（書式4-5① H30.4.1版）

弁護士 一般・スタッフ（登録番号 ） 提出日 年 月 日

被告人	氏名			裁判所名	高等裁判所	支部
	事件番号	年(う)第	号	選任日	年	月 日
	第一審	<input type="checkbox"/> 即決 <input type="checkbox"/> 簡裁 <input type="checkbox"/> 地裁 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 原審の当該被告事件の国選弁護人を務めた。				
	罪名(罰条)	<small>※特別法犯については罰条を記載。</small>				
原審記録丁数	<input type="checkbox"/> 1000丁以下 <input type="checkbox"/> 1001～5000丁 <input type="checkbox"/> 5001～10000丁 <input type="checkbox"/> 10001丁以上					
趣意書等提出	<input type="checkbox"/> 有 <small>※答弁書、弁論内容を記載した書面を提出した場合を含む。 ※検察官控訴や前任の弁護人が趣意書提出済など、趣意書等を提出することなく事件が終了した場合は、下記の控訴趣意書等未提出の欄へ記載。</small>					
判決日	年 月 日 (□判決日は不出頭)					
判決(決定)主文	認定罪名	<input type="checkbox"/> 公訴事実と同一 <input type="checkbox"/> 別罪→罪名()				
	<input type="checkbox"/> 控訴棄却(□判決/□決定) <input type="checkbox"/> 原判決破棄(□差戻/自判) <input type="checkbox"/> 未決算入日数 日					
訴訟費用負担の別	<input type="checkbox"/> 費用負担あり <small>※費用負担の裁判があった場合はチェック。チェックがない場合は、負担なしとみなす。</small>					
公判出頭日	立会時間	備考	公判内容			
	※「実質審理あり」以外は記載不要	注)参照	<small>※出頭した期日の内容に○ ※判決宣告日の弁論再開は、実質審理ありに○</small>			
	年 月 日	: ~ :	実質審理(あり/なし)	判決宣告のみ		
	年 月 日	: ~ :	休延()分			
年 月 日	: ~ :	休延()分	実質審理(あり/なし)	判決宣告のみ		
年 月 日	: ~ :	休延()分	実質審理(あり/なし)	判決宣告のみ		
<input type="checkbox"/> 進行協議等 出頭日(/) 出頭時間(: ~ :) 出頭内容() <small>(公判に関する目的でなされた裁判官・検察官同席の打合せに限る。また、書面提出のみ・電話打合せのみの場合は除く。)</small>						
<small>注)次の事項がある場合は、その旨備考に記載(①、②以外でも公判時間と立会時間が一致しない理由があれば記載) ※休延があり、休延時間中に時間的拘束を受けていない場合は、その時間 ※①前の事件が長引き、開廷が遅れた。②閉廷後に三者で進行協議を行った。</small>						
<small>※特別成果等各種加算請求や、各種費用請求がある場合は、「被告人国選弁護報告書2」へ記載(報告書2の提出がない場合は、請求がないものとみなす)</small>						
その他	<input type="checkbox"/> 事件記録の閲覧、謄写又は原審弁護人からの謄写記録の引継ぎを行うことなく控訴趣意書等を作成・提出した。 <input type="checkbox"/> 被告人との接見、電話交通又は打合せを行うことなく控訴趣意書等を作成・提出した。					
<input type="checkbox"/> 解任 <input type="checkbox"/> 公訴棄却 <input type="checkbox"/> 取下げ (年 月 日) <small>※原審記録丁数欄に丁数を記載。</small>	<input type="checkbox"/> 控訴趣意書等提出済 <input type="checkbox"/> 控訴趣意書等未提出 <small>※下記に該当する活動があればチェック。 チェックがない場合、活動なしとみなす。</small>					
				<small>※他の記載事項は「報告書2」に記載。 ※謄写費用を請求する場合は、200枚以下でも記載(要疎明資料添付)</small>		
	<input type="checkbox"/> 控訴取下げを知らずに費用を支出した(例:取下後に遠距離接見を行った等) <small>※新約款(H30年2月認可)適用事案のみ → 知らなかった具体的な事情()</small>					
	<input type="checkbox"/> ①被告人との接見、電話交通又は打合せを行った。					
	<input type="checkbox"/> ②原審記録の閲覧、謄写又は原審弁護人からの謄写記録の引継ぎ(以下、「原審記録の閲覧等」という。)を行った。 <input type="checkbox"/> ③原審記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討した。 <input type="checkbox"/> ④被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審の記録の閲覧等を行った。 <input type="checkbox"/> ⑤被告人との接見、電話交通又は打合せを行い、かつ、原審の記録の閲覧等を行った上、記録を十分に検討した。			<small>(①④⑤において) □実際には接見又は打合せをせず、これらの申入れ、又は、裁判所への意見書等の提出にとどまる。</small>		

※なお、ご記入いただきました個人情報、日本司法支援センターにおいて管理し、日本司法支援センターにおける国選弁護関連業務に使用する他、総合法律支援法・同施行規則及び契約約款に基づき、日弁連、所属弁護士会、関係機関等に情報を提供することがあります。また、被疑者・被告人から請求があった場合、同様に情報提供する場合がありますので、予めご了承ください。

※報告書提出期間(請求可能日から土日祝日・12/29～1/3を除く14日)を確認し、提出期限に遅れないよう御留意ください。提出が遅れた場合は、報酬等をお支払いできなくなることがあります。